

15.2.26
第97号

職難ノ今日到感承認シ能ハズ且ツ從來ノ賃銀ハ他ニ也
シ低率アルヲ以テ日給ニケ月分ヲ支給サレタリト由リ
タルニリ一時交渉ヲ打切り重役協議ノ上更ニ會見高因
事務ハ個人ノ志場トシテ金五百円ヲ全員ニ支給スベシ
ト申明セリ依ツテ職工代表ハ其ノ信實ヲ給ヲ由リタル
ハ結局之レヲ承認事務ノ厚意ヲ謝シ更ニ爭議團解散式
費百円焼失作業衣代五十円及ビ支部ノ本件ニ要シタル
運動費五十円計二百円也ヲ要求シ高ホ事業開始ノ際ハ
入職ノ優先権ヲ認メラレタキ事等ヲ要求セルニ事務ハ
何レモ之レヲ承認シ午後四時圓滿解決翌廿八日金銭ノ
授受ヲ了レ目下職工等ハ就職口ヲ求メツ、アリ、
右及申(通)報候也

500

勞務三六號

大正十五年二月二十日

警視總監 大田 政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿
社會局長官 長岡隆一郎 殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、

千葉、埼玉、栃木、山梨、福岡

各府縣長官 殿

東京地方裁判所 檢事正 殿

ラサ島煤鑛株式會社 職工 勞働

爭議ニ關スル件

府下大島町七丁目九百七十六番地所在標記會社(社長 恒